

保育の必要性の認定

「保育の必要性の認定」を受けるには、保護者(父母ともに)次のいずれかの事由(保育を必要とする事由)が必要です。

保育の必要性の認定理由		利用可能期間※
1 就労	フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働などの就労。 ※月64時間かつ週16時間以上就労していること。	小学校就学前までの保育が必要な期間
2 妊娠・出産	妊娠中であるか、又は出産後間もない場合。	出産予定日の2ヵ月前の月初日から出産日の3ヵ月後の月末日
3 保護者の疾病・障害	病気、負傷、障害がある場合。	小学校就学前までの保育が必要な期間
4 親族の介護・看護	長期にわたる病気や心身に障害のある親族を常時介護・看護している場合。	小学校就学前までの保育が必要な期間
5 災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたっている場合。	小学校就学前までの保育が必要な期間
6 求職活動 (起業準備含む) (※1)	求職活動を継続的に行っている場合。または起業の準備を行っている場合。	原則、年度内の通算3ヵ月間
7 就学	大学・専門学校・職業訓練校等に通学している場合。 ※自動車教習所、習い事等は該当しません。	就学期間
8 育児休業取得中の継続利用	育児休業取得中に既に保育を利用している児童がいて、継続して利用が必要な場合。	原則、産まれた児童の1歳の誕生日の月末日まで

※1～8の保育認定の事由に該当しなくなった場合は、その時点までの対象期間となります。

(※1) 認定期間内に認定理由の変更が生じた場合、証明する書類を必ず提出ください。もし、提出せず認定期間の満了を迎えた場合、無償化の対象外となります。

